

本商談会への参加にそぐわないと判断される事例

① 卸売業

本商談会に参加する売り手事業者は、松山圏域の中小企業・小規模事業者のうち、自社で製造・生産している食材・食品を扱う事業者としています。したがって、他者から購入した商品はその性質や形状を変えないで他の事業者に対して販売する卸売業については、そぐわないと判断されます。

② 食品加工業者で、食品表示等が行われていない商品

商品例：

自宅等で製造し、賞味期限ラベル、食品表示ラベル等の表示のない商品
(商談日までに表示等の問題が解消できる場合は可能)
薬事法に触れる恐れのある商品 外